○第9号議案 令和4年度石巻地方広域水道企業団補正予算(第3号)

今回の補正の主な理由は、①近年、節水器具の普及及び給水人口の減少に加え、夏季の長雨における天候不順等により、家庭用有収水量が例年と比較し大幅に減少したため、給水収益に不用額が生じたこと。②人事院が民間の支給割合との均衡を図るため、ボーナスを年間支給月で0.10月分引上げ、勤勉手当の支給月数に反映することを主な内容として勧告したことに基づく制度改正と人事異動等に伴う給与関係費に不用額が生じたこと。③東日本大震災に伴う災害復旧事業において、関係機関との調整等に伴い、その財源額である国庫補助金に不用額が生じたこと。④旧簡易水道統合施設整備事業において、地元住民との用地交渉の調整等に伴い、本年度事業費及び年割額に変更が生じたこと。⑤改良事業において、関係機関との各工事工程の調整等に伴い、本年度事業費及びその財源額に変更が生じたこと。⑥廃止した資産の除却に伴い、資産減耗費及び長期前受金戻入額に所要額が生じたこと。⑦今回の補正に伴い、消費税再計算の結果、消費税関連費用に所要額が生じたことなどについて補正しようとするものである。

第2条は、予算第2条で定めた業務の予定量中、(4)主要な建設改良事業のうち、前述 した理由により、旧簡易水道統合施設整備事業で、80,000 千円を減額補正し、その予定額 を584,542 千円に、改良事業で113,138 千円を減額補正し、その予定額を2,488,153 千円 にしようとするものである。

第3条は、予算第3条で定めた収益的収入及び支出の予定額を補正しようとするものである。収益的収入においては、前述した理由により、第1款事業収益の第1項営業収益で、水道料金の不用額 93,000 千円を、県・市等移設工事負担金を内容とする雑収益の不用額 53,819 千円を合わせ、146,819 千円を減額補正し、その予定額を 4,953,155 千円に、第2項営業外収益で、廃止管の除却に伴う長期前受金戻入の所要額 128,918 千円を増額補正し、その予定額を 1,617,065 千円に、第3項特別利益で、災害復旧工事に係る関係市負担金の所要額 330 千円と人事院勧告に基づく制度改正等に伴う退職給付引当金戻入益を内容とするその他特別利益の不用額 1,685 千円を合わせ、1,355 千円を減額補正し、その予定額を 31,866 千円にし、事業収益の予定額を 6,602,086 千円にしようとするものである。

次に、収益的支出においては、前述した理由により、第1款事業費用の第1項営業費用で、損益勘定支弁職員 112 名に係る制度改正と人事異動等に伴う給与関係費の不用額、修繕費、委託料の不用額、廃止管等除却に伴う固定資産除却費の所要額等を合わせ、174、442 千円を増額補正し、その予定額を 6,315,749 千円に、第2項営業外費用で、消費税関連費用の所要額 106,000 千円を増額補正し、その予定額を 302,846 千円に、第3項特別損失で、災害による損失の修繕費の不用額 26,390 千円を減額補正し、その予定額を 45,832 千円にし、事業費用の予定額を 6,684,427 千円にしようとするものである。

第4条は、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,516,109千円については、

減債積立金398,906 千円,建設改良積立金864,307 千円,過年度分損益勘定留保資金443,785 千円,当年度分損益勘定留保資金1,191,216 千円及び当年度分消費税資本的収支調整額617,895 千円で,その全額を補てんする旨,予算第4条本文括弧書を改め,資本的収入及び支出の予定額を補正しようとするものである。資本的収入においては,前述した理由により,第1款資本的収入の第3項工事負担金で,改良事業の変更に伴う不用額142,809 千円を減額補正し,その予定額を70,731 千円に,第4項関係市負担金で,改良事業の変更に伴う不用額3,800 千円を減額補正し,その予定額を286,598 千円に,第5項補助金で災害復旧事業の変更に伴う不用額119,800 千円を減額補正し,その予定額を22,250 千円にし,資本的収入の予定額を648,319 千円にしようとするものである。

次に,資本的支出においては,前述した理由により,第1款資本的支出の第1項建設改良費で,旧簡易水道統合施設整備事業の変更に伴う不用額80,000千円,改良事業の変更に伴う不用額113,138千円を減額補正し,その予定額を3,444,170千円にし,資本的支出の予定額を4,164,428千円にしようとするものである。

第5条は、令和3年度石巻地方広域水道企業団予算第5条で定めた旧簡易水道統合施設整備事業の継続費について、事業費全体の見直しにより、総額で30,000 千円減額の1,308,743 千円とし、令和4年度の年割額を80,000 千円減額の584,542 千円に改め、令和5年度の年割額として50,000 千円を設定しようとするものである。

第6条は、予算第6条で定めた、議会の議決を経なければ流用することができない経費のうち、職員給与費で、今回の制度改正と人事異動等に伴う給与関係費の不用額19,896千円を減額補正し、その予定額を925,516千円にしようとするものである。

以下、予定キャッシュ・フロー計算書等についての説明は省略する。